



文献紹介

山田、土井（編）『無縁社会の葬儀と墓』 第Ⅰ部 新たな葬送への模索

概要

本書は家の在り方の変化や少子高齢化の進む世の中で現れつつある、孤立死や無縁化する遺体という課題を中心に据えて、葬儀や墓の問題に社会学的、民俗学的、歴史学的なアプローチを試みた論文集です。第Ⅰ部「新たな葬送への模索」では、現在進行中の問題として「新たな死の共同性」と「デジタル時代の弔い方」をテーマにした二本の論考と、近代以降の研究として「助葬制度」と「契約講」をテーマにした二本の論考から、新たな葬送の在り方やそれを支える人々の繋がりや在り方が模索されます。

キーワード：死、遺体、葬儀、引き取り手のない故人、死の共同性、葬儀互助

山田慎也・土井浩『無縁社会の葬儀と墓：死者との過去・現在・未来』（吉川弘文館、2022年）。

全体の問題意識

現在の我々の家の在り方や地域社会の繋がりは大きく変化しています。例えば小谷みどりは、高度経済成長期から現代にかけて核家族が増加したことや、親の介護をする子供も高齢になっているという現状から、子供に介護や葬儀を頼りにくくなっていることを指摘しています。また、地域社会の繋がりの減少によって、一人暮らしの高齢者の孤立が助長されていると指摘しています（第Ⅰ章）。そして瓜生大輔は、従来の弔いには①家族・祖先を弔う義務、②個々人の死者の霊を弔う義務、③戦死者や災害死者等への公共的・社会的な弔いの義務、④衛生的に遺体を弔う義務がありましたが、こうした義務のほとんどは形骸化しつつあるとしています（第Ⅱ章）。

そのため、もはや家単位、地域単位での葬儀や墓の管理、あるいは従来の弔いの義務をもと

にした葬儀方法というのは自明視出来ないといっているでしょう。それでも死者の弔いはなされなければならない、社会制度や法制度、葬儀の在り方の再考と、弔いの基盤となる人々の繋がりの新たな形の模索が必要とされています。本書の第Ⅰ部「新たな葬送への模索」はこうしたことについて、現代の事例と、少し前の時代の事例から考察をしていきます。

第Ⅰ章「新たな死の共同性」

第Ⅰ章（小谷みどり著）では共同墓に着目して、家族や地域社会という共同性が弔いにおいて果たしてきた役割を代わりに担う、新たな共同性の可能性を考察します。三世代世帯の減少や核家族化、単身世帯の増加、地域社会の繋がりの希薄化の影響で、現在、共同墓を望む人が増えています。共同墓は子孫での継承を前提せず、血縁や婚姻関係に寄らないで同じ墓に入るもの

です。この中には、地域の高齢者の生活支援組合や介護施設の人々が、その繋がりを死後も継続したいというニーズから建立された共同墓のようなものもあります¹。これは生前の共同体の人々が死後同じ墓に入り、その共同体に遺された人々が弔い、やがてその人々も同じ墓に入るという、死後なお保たれる共同性を生み出す試みです。

現在、共同墓や永代供養墓の多くは未だ遺骨の共同安置に過ぎず、こうした死後の共同性を保証できていません。死にゆく人々に死後の共同性という安心を与えるためには、死者同士が死後に共同性を形成できない以上、生者の共同性がそれを作り出す必要があります。従来は家や地域社会といった共同性が、死後の共同性に繋がりました。その意味で、生活支援組合や介護施設における試みのような、新たな生の共同体の構築が死後の共同性の保証に繋がる可能性があります。

第2章「デジタル時代の弔い方」

第2章（瓜生大輔著）では葬儀におけるデジタル技術の影響や可能性を考察します。家族や先祖観の変化などで従来の葬儀で前提されていた弔いの義務が揺らいだこと、そしてインターネットの普及によって「少数派の意見」を発信しやすくなった結果、現在は従来の葬儀の形に囚われない、無宗教葬儀や自然葬等の新たな方法が模索されています。「弔いたい人が弔う」というのがデジタル時代の弔い方で、多様な弔い方の中で、思いを込める方法のひとつとしてデジタル技術があるといえます。例えばプロジェクションマッピングを用いた祭壇の提供、遠隔会議システムを用いた葬儀への参列、墓標に二次元バーコードを彫って死者の情報を閲覧できるようにする等の試みがあります。

一方で特有の課題もあり、例えば故人と親密だったネット上のコミュニティを葬儀の際にどう考慮するかという問題や、AI技術を用いた故人の姿の再現が我々の心にどのような影響を与えるのかという問題があります。また孤独死等の弔われない故人について、遺骨ではなくデジタル情報で管理すればコスト的にも記憶保存的にも合理的だはいえますが、いますぐにというわけにはいかないでしょう。

第3章「引き取り手のいない故人の葬送と助葬制度」

第3章（山田慎也著）は引き取り手のない遺体についての制度の調査です。現在引き取り手のない遺体に行政が対応する法的根拠は、①「行旅病人及行旅死亡人取扱法」、②「墓地、埋葬等に関する法律」、③「生活保護法」があります。①は行き倒れや身元不明に適用される法令で、基本的に親族や遺族が引き取りに来ることを前提しています。また③のルーツは、葬儀を行うのが難しい困窮者に火葬料や葬祭料を扶助するための「助葬」という制度にあり、もし引き取り手がいない場合には実質的に行政が葬儀を行うとしているものです。つまり日本の公的制度は基本的に家族による葬儀の実施を前提しており、例外的に家族がいない場合に現行法をベースに行政が対応してきました。

しかし近年の単身世帯の増加によって、根本的な考え方の転換が必要になっています。貧困ゆえに葬儀ができないことに社会的救済が必要とされたのと同様に、誰もが個別に弔われることが、社会を構成したひとりの人間の尊厳を守るために必要です。近親者なき人の葬送については社会の仕組みとして考え直し、社会全体として検討する必要があります。

¹ 一例として、[兵庫県高齢者生活共同組合による共同墓地「永遠」](#)が挙げられます。

第4章「人口移動と葬儀互助システムの形成—山形県最上町の契約講を事例に」

第4章（大場あや著）では1945年から1963年の山形県最上市最上町向町における「契約講」について葬儀互助システムの観点から考察します。「契約講」は東北地方の地縁的な互助的組織です。農村エリアの契約講が村仕事全般を担った一方、向町の契約講の多くは葬儀の互助を目的として結成されたものでした。向町は1917年の鉄道開設以降商工業者や労働者が多く移住しましたが、火葬用の藁を用意するのは非農家には困難であり、さらに移住者は血縁者に頼れませんでした。そのため職業や出身地、居住年などの理由に基づいて契約講を結成し、藁の供出などを目指したものでした。

現在の日本では墓の継承者不足やひとびとの繋がりの希薄化により、引き取り手のない遺体や遺骨が増加しており、あらたなシステムや社

会制度、法整備の検討が課題になっています。ここがかつての契約講のようなかつての葬儀互助を調べることは有益でしょうし、地域に埋め込まれた独自のネットワークというのは、ひとびとの共同性という観点からも、活用可能なひとつの選択肢になりうるでしょう。

コメント

本部「新たな葬送の模索」で共通している意識は、家族や地域社会といった、従来弔いの基盤として機能していた共同体がその役割を果たしにくくなっているなかで、いかに新たな弔いの基盤や形式を作るかということです。本部では高齢者支援組合や介護施設、デジタル諸技術、地域の独特な共同体などが題材として挙げられました。もちろんこれらが現状への特効薬として提案されているわけではありませんが、新しい弔いを模索するための多くのヒントが提示されているといえるでしょう。

坂本郁人

京都大学大学院文学研究科・修士課程

SMBC京大スタジオ「誰もが生・死後の尊厳を保つための持続可能な身じまい・意思決定とその支援」プロジェクト（幸せなしまい方PJ）ではさまざまな領域の意思決定を対象として文献調査を進めています。詳細は[プロジェクトのウェブサイト](#)と[調査報告アーカイブ](#)をご覧ください。
ご意見・ご感想はinfo@ethics.bun.kyoto-u.ac.jpまでお願いいたします。